

「日米欧中韓の意匠審判決に関する調査報告書」(平成 27 年度 特許

庁創作非容易性判断資料作成事業) について

特許庁は、我が国がより質の高い意匠審査を行うための基礎資料として役立てることを目的として平成 27 年度に創作非容易性判断資料作成事業を実施し、これを受託した当協会は、「日米欧中韓の審判決における意匠の新規性・創作非容易性等の判断事例に関する調査報告書」(A 4 版モノクロ、1,068 ページ)を作成しました。



報告書には、日米欧中韓における意匠に関する審査・審判・裁判制度の概要および基礎情報(登録要件、所掌機関名、出願・登録・審判請求・出訴件数、出願から訴訟までの流れなど)、審査・審判・裁判における基本用語の比較表を掲載するとともに、2000 年から 2014 年までの 15 年間に於いて新規性、創作非容易性等が争点となった日米欧中韓各国・地域の代表的な審判決 500 件(日本 100 件、米国 150 件、欧州 150 件、中国 50 件、韓国 50 件)を和訳し、それらの審判決の判断理由を各国・地域の制度に照らし合わせ、どの根拠条文により、どのような判断が下されたのかといった具体的な分析をまとめた要約書を掲載。一つの審判決は見開き 2 ページで表し、左ページに事件番号、事件タイトル、審判決日、物品名、争点、判示事項などを、右ページに原告、被告などの意匠の代表図(争点のポイントとなる比較図)をレイアウトし、国別、審判決日順に、簡単に検索できる各国一覧表と併せて報告書に収録しています。

本報告書は、過去 15 年にわたる審判決が集積されたものですので、企業や法律事務所等で国内外の知財業務に携わる方々にとって、当該国・地域の意匠の新規性、創作非容易性を判断する際に役立つと思われます。当協会の閲覧コーナーでご覧になれますので、どうぞご利用ください。